



はり・きゅう・あん摩マッサージ・指圧施設利用券について



糸満市では、はり・きゅう・あん摩マッサージ・指圧の施術に対して利用券を発行しています。

発行枚数は、一人につき年間12枚までです。

1枚あたりの割引額は800円で、1回の発行につき6枚までの発行を年2回行うことができます。

(申請に必要なもの)

保険者証、印鑑

注 意 事 項

- 1.この券1枚につき施術料金から800円を差し引いた額を施術担当者に支払いしてください。
- 2.この券は、本人以外は利用できません。
- 3.この券は汚損、破損等による引き換えの場合のほかは、再交付はいたしません。
- 4.この券は、市長が指定した沖縄県那覇市以南に市町村の施術所以外では利用できません。
- 5.この券は、指定された有効期限を過ぎては使用できません。
- 6.他の健康保険(社会保険や後期高齢者医療保険等)に加入した場合は使用できません。
- 7.保険適用の施術には利用できません。

※ 利用券の発行枚数には限りがありますので、ご了承ください。

※ 発行時に保険税の滞納があれば、利用券を発行することはできません。